

令和4年度 第5回山北町農業委員会総会 会議録					
召集年月日	令和4年8月25日(木)				
召集場所	山北町役場防災対策室				
開・閉会日時	開会	令和4年8月25日 午前9時30分			
	閉会	令和4年8月25日 午前10時45分			
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 10名 欠席 1名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別		
	1番	杉山 照枝	○		
	2番	二宮 慶晃	△		
	3番	磯崎 加代子	○		
	4番	細谷 晋之	○		
	5番	三尋木 重夫	○		
	6番	高杉 光男	○		
	推進委員 山北地区	瀬戸 利男	○		
	推進委員 向原地区	遠藤 隆雄	○		
	推進委員 岸地区	田淵 康男	○		
	推進委員 共和地区	杉本 君雄	○		
	推進委員 清水地区	山崎 貞和	○		
	会議録署名委員	5番	三尋木重夫	1番	杉山照枝
出席した事務局	事務局長	事務局員	小澤、瀬戸		
会議に付した案件	別紙のとおり				
会議経過	別紙のとおり				

山北町農業委員会第5回総会会議録

令和4年8月25日

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

事務局 : 議案第10号は[]が対象者にあたるため、農地法31条:農業委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとあります。第10号議案の審議がおわるまで、[]は一時退席し、その間、磯崎職務代理が議長を務めますのでよろしくお願いします。

([]が退席する)

1ページをご覧ください。議案第10号農地法5条の規定による許可申請について説明します。申請箇所は、[]の[]㎡です。譲渡人の[]から[]へ所有権を移転します。転用目的は建売住宅で、2棟分の建売住宅として売り出すためです。

2ページが申請書です。許可後から1月末まで工事を行います。

3、4ページが地権者の一覧です。

5ページから17ページが全部事項証明書です。

18ページが位置図です。19ページが拡大図で、[]の周辺にあります。

20ページが公図です。

21ページが土地利用計画図兼写真方向図です。一戸建てを計画しています。

22、23ページが遠藤推進委員に確認していただいた時の写真です。周囲が住宅や道路に囲まれており、転用による影響はないと思われます。以上です。

議長 : 現地を確認した遠藤推進委員から何かありますか。

遠藤推進委員 : 24名の共有地ですが、耕作する方が誰もいないと聞いています。私の意見としては、貸農園として利用するのがいいと思いましたが、家に囲まれており、消毒は難しい状況のため、農地転用することは仕方ないと思います。

議長 : 何か意見等ありますか。

三尋木委員 : []はセットバックされているところか。

事務局 : セットバックしてあり、分筆しています。おそらく所有権移転したら、町に寄付されると思います。

三尋木委員 : 22ページの写真で見ると、白線の内側がセットバックされたところか。

事務局 : 道路自体がだいぶ前に拡張されているので、写真からするとここが境で間違いはないと思います。

議長 : 他に何か意見はありますか。特に意見がないようでしたら承認していただけますか。(全員)意見なしの声。全員賛成よって議案第10号は可決されました。

([]が入室する。)

議長 : 続きまして、議案第11号農地法5条の規定による許可申請について説明願います。

- 事務局 : 24 ページご覧ください。議案第 11 号農地法 5 条の規定による許可申請について説明します。申請箇所は、[] の [] m²です。譲渡人の [] から [] へ所有権を移転します。転用目的は宅地造成で、5 棟分の分譲敷地として売り出すためです。
- 25 ページが申請書です。10 月 1 日から令和 5 年 1 月末まで造成工事を行います。
- 26 ページから 29 ページが全部事項証明書です。
- 30 ページが位置図です。31 ページが拡大図で、[] に進んだ先にあります。32 ページが公図です。
- 33 ページが土地利用計画図兼写真方向図です。5 棟分の分譲敷地を計画しています。
- 34 ページから 36 ページが田淵推進委員に確認していただいた時の写真です。北側が道路、東側は住宅と畑、西側は道・水路となっています。南側は農地ですが譲渡人の親族が所有しており被害防除策について説明してあります。以上です。
- 議長 : 現地を確認した田淵推進委員から何かありますか。
- 田淵推進委員 : 道のすぐそばなので農業をするにはいい場所ですが、手入れが行き届いていなく、また耕作の予定もないので農地転用することは仕方がないと思います。川村城址の関係で、埋蔵文化財が出土する可能性があります。その際の対応については町と打ち合わせ済みとのことです。
- 議長 : 何か意見等ありますか。
- 瀬戸推進委員 : 申請地周辺は、埋蔵文化財が頻繁に出土する場所ですか。
- 田淵推進委員 : 大きな屋敷があった関係で出土する可能性があります。
- 議長 : その他、何か意見等ありますか。特に意見がないようでしたら承認していただけますか。(全員) 意見なしの声。全員賛成よって議案第 11 号は可決されました。
- 議長 : 続きまして議案第 12 号農地法 5 条の規定による許可申請について説明願います。
- 事務局 : 議案 12 号、13 号につきましては、[] の電波塔設置に伴う、一時転用となっています。
- 37 ページご覧ください。議案 12 号農地法第 5 条 1 項に基づく許可申請に対する意見について説明します。
- 当該箇所は、[] の [] m²です。譲渡人の [] から [] へ使用貸借権を設定します。転用目的は [] 電波塔を設置する際に資材置場及び作業場として使用するためです。
- 38 ページが申請書です。許可後から 10 月 31 日まで工事を行います。工事自体は、1 週間あれば終わりますが、予備日も含めてこの期間になっています。
- 39 ページが全部事項証明書です。40 ページが位置図です。41 ページが拡大図です。
- 42 ページが公図です。43 ページが土地利用計画図兼写真方向図です。12 枚の鉄板を敷き、カラーコーンで囲いをつくり、安全対策として監視員を配置するとのことです。
- 44、45 ページが瀬戸推進委員に確認していただいた時の写真です。山菜が群生

しているのみで、特段の影響はないことと思われます。以上です。

- 議長 : 現地を確認した瀬戸推進委員から何かありますか。
- 瀬戸推進委員 : 特に問題はありません。現地はわらびが群生しているだけです。
- 議長 : 何か意見等ありますか。
- 高杉会長 : わらびは自然に出てきているだけですか。
- 瀬戸推進委員 : おそらく自然にだと思えます。
- 杉本推進委員 : ■■■■■の電波塔はどのあたりに設置されるのか。
- 事務局 : 土地利用計画図の建柱位置と表示されているところに建設されます。2メートル四方の柵の中に14.8メートルのコンクリート柱を建設し、アンテナや無線機を設置します。
- 杉本推進委員 : 今回の申請地内に建柱されるのか。
- 事務局 : そうです。電波塔自体は、農地法の許可不要で建てられるため、今回の作業場や材置場の一時転用の許可が出た後に、電波塔の計画が出てきます。
- 杉本推進委員 : どんなものがつくられるのか。
- 事務局 : イメージとしては、44ページ上の写真のようなものが建設されます。こちらは、■■■■■のものです。
- 杉本推進委員 : 他社の電波塔が近くにあつて、電波障害等は起きないのか。
- 事務局 : 近くにあれば影響が出るため、10m以上離して建設する予定です。
- 議長 : その他、何か意見はありますか。特にないようなので採決に入ります。賛成の方は挙手してください。(全員挙手) 全員賛成よつて第12号議案は可決されました。
- 議長 : 続きまして議案第13号農地法5条の規定による許可申請について説明願います。
- 事務局 : 46ページご覧ください。議案13号農地法第5条1項に基づく許可申請に対する意見について説明します。
- 申請箇所は■■■■■の■■■■■㎡です。譲渡人の■■■■■から譲受人の■■■■■に賃貸借権を設定します。転用目的は、■■■■■電波塔を設置する際に資材置場及び作業場として使用するためです。
- 47ページをご覧ください。令和4年10月12日から12月30日まで工事を行います。先ほどの議案12号と工事期間が違ふ理由は、別の会社が施工するため、電波塔の資材の入荷が不安定ということで、長めに設定しています。
- 48ページが全部事項証明書です。
- 49、50ページが位置図です。50ページが拡大図で、■■■■■の周辺にあります。
- 51ページが公図です。52ページが土地利用計画図兼写真方向図です。
- 道路側を駐車スペースとして使用し、鉄板を敷き重機の乗り入れをおこないます。
- 53、54ページが山崎推進委員に確認していただいた時の写真です。申請地周辺には茶畑がありますが、譲渡人の所有地のため問題はありません。
- 議長 : 現地を確認した山崎推進委員から何かありますか。
- 山崎推進委員 : 休耕地となつており、電波塔の設置場所も端の2m四方に建てるのみのため、影響はないと思われます。
- 議長 : 何か意見等ありますか。

- 瀬戸推進委員 : 54 ページの写真に写っているフェンスは[]のフェンスか。
- 事務局 : そうです。今回、[]の利用客及び[]地域の電波状況改善を目的に建柱されます。
- 議長 : その他、何か意見はありますか。特にないようなので採決に入ります。賛成の方は挙手してください。(全員挙手) 全員賛成よって第 13 号議案は可決されました。
- 議長 : 報告事項ということで非農地証明について事務局から説明願います。
- 事務局 : 55 ページをご覧ください。非農地証明について説明します。申請者は[]氏です。当該箇所は、[]の合計面積 []㎡です。
- 56、57 ページが全部事項証明書です。
- 58 ページが位置図です。[]の周辺にあります。
- 59 ページが公図兼写真方向図です。
- 60 ページから 62 ページが山崎推進委員に確認していただいた時の写真です。
- 一部コンクリートが敷かれていることや、全体的に砂利が堆積していることを確認しました。5箇所掘り返しましたが、砂利が堆積しており、5 cm しか掘ることができない状況でした。こちらの土地ですが、昭和 47 年の集中豪雨の際に発生した土砂の置場として使用され、災害復旧の際に協力していただいたとのことで、故意に非農地化したわけではありません。今後は、[]を整備し地域の振興の場として利用されるとのことです。以上です。
- 議長 : 現地を確認した山崎推進委員から何かありますか。
- 山崎推進委員 : 昭和 47 年の災害時までは田んぼとして使われていました。それ以降は、農地として利用できないという状況です。
- 議長 : 何か意見等ありますか。
- 杉本推進委員 : []の話は、どのあたりまで進んでいるのか。
- 事務局 : 工場や事務所の配置図が上がってきています。
- 高杉会長 : 規模としては小規模のものか。また[]の一部工程をつくるものか。
- 事務局 : 小規模ですが、[]までするときいています。イメージとしては、[]のようなものです。
- 議長 : その他、何か意見等ありますか。特になければ、報告事項を終わりにします。
- 5 その他
- 議長 : その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は 9 月 26 日 9 時 30 分からということでもよろしいでしょうか。
- 全員 : 異議なし。
- 議長 : では次回総会は、当日程ということでよろしく願います。
- 7 閉会
- 議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(10 : 30)